


所管部課	市民部保険年金課	部長	村上 敏 彰	
件 名	東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について			
		区分	○ 1 審議事項	2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則			
	部課 機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>国民健康保険の被保険者が、それまでに加入していた保険者とは異なる保険者管内にある病院等に入院（入所）し、そこに住民登録地を変更した場合は、それまでに加入していた保険者の被保険者の資格が継続される。しかし、75歳の年齢到達や障害認定により後期高齢者医療制度へ移行した場合は、移行時の住民登録地の広域連合が保険者となる。</p> <p>平成30年4月1日より関連法等が施行され、上記のような場合であっても（都道府県をまたいだ場合のみ）国民健康保険制度と同様の住所地の特例を継続することとなる。</p> <p>このことについて、東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点：</p> <p>東大和市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条第1号・・・「第55条」の次に「又は第55条の2」を加える。 ・同条第2号・・・「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改める。 ・同条第3号・・・「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える。 ・同条第4号・・・「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える。 ・同条第5号を次のとおり新設する。 <p>「法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの」</p> <p>(2) 施行日：平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果：</p> <p>医療給付が増えることで生じる財政の不均衡を調整することができる。</p>				
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）				
文書課において審査済				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
平成30年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。